

指 示

平成 23 年 3 月 21 日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳

官房長官発言要旨

1. 本日、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、関係する都道府県知事に対し、一部地域、品目に関して食品の出荷制限の指示を出すこととした。
2. 今回の指示の品目や範囲を決定するに当たっては、これまでに取得したデータを基に、
 - ①品目については、作物の形態などを、
 - ②地域については、暫定規制値を超えた地点の広がりや原産地の表示が県単位で行われているという実態を踏まえ、決定したものである。その際には、原子力安全委員会から助言もいただいた。
3. 具体的には、
 - (1) ホウレンソウ及びこれと同様の形態の葉菜類(当分、カキナ。今後の調査結果を踏まえて、必要に応じて追加。)について、茨城県、栃木県、群馬県及びこれらより福島第一原子力発電所に近い福島県に対し、各県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示。
 - (2) 原乳について、福島県に対し、県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示。
4. ただし、今回の出荷制限の対象品目を摂取し続けたからといって、ただちに健康に影響を及ぼすものとは考えていない。今回の出荷制限措置は、暫定規制値を超える状態が長く継続することは好ましくないため、決定することとしたものである。
5. 今後、引き続き、調査結果を分析・評価した上で必要があれば追加の指示をすることとする。